様式第３（第５条関係）

機構の名称及び住所届出書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

住　　所

名称及び代表者の氏名　　印

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第５条第１項の規定に基づき、拠出金を納付する機構の名称及び住所を下記のとおり届け出ます。

記

１　拠出金を納付する機構の名称

２　拠出金を納付する機構の住所

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第４（第12条第１項関係）

使用済燃料再処理等実施中期計画認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称

理事長　　印

住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第１項前段の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けたいので、別添のとおり申請します。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第５（第12条第２項関係）

使用済燃料再処理等実施中期計画変更認可申請書

年　　月　　日

経済産業大臣殿

法人の名称

理事長　　印

住　所

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第１項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けたいので、下記及び別添のとおり申請します。

記

１　変更しようとする事項

２　変更しようとする年月日

３　変更しようとする理由

４　使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を申請するまでの経過の概要

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

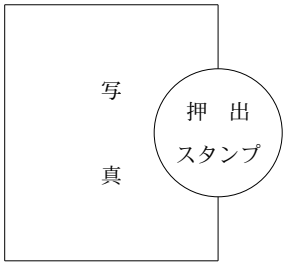
様式第６（第14条関係）

（表　面）

第　　号

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第59条第２項において準用する同法第55条第２項の規定による

身　分　証　明　書



職名及び氏名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

経済産業大臣　　印

（裏　面）

原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律抜粋

第55条　（略）

２　前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第59条　経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定実用発電用原子炉設置者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、特定実用発電用原子炉設置者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　第55条第２項及び第３項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第63条　次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第59条第１項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とすること。